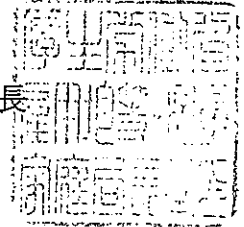




各都道府県知事
政令指定都市長 殿
中 核 市 長
(福島県知事、郡山市長、いわき市長を除く)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



保育所等の園舎・園庭等の線量低減について（通知）

厚生労働省では、標記について、「福島県内の保育所等の園舎・園庭等の線量低減について（通知）」（平成23年8月26日付け雇児発第0826第3号）により福島県内における対応としてお示ししたところです。

対応の趣旨については、福島県以外の保育所等においても、参考としていただけるものと考えておりますので、別紙のとおりお知らせします。

なお、本件について、域内の市町村に対し、周知していただくようお願いします。

【本件照会先】

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局保育課
企画調整係

TEL：03-5253-1111（内線7920）

FAX：03-3595-2674